

四日市市北大谷斎場火葬炉等更新工事
発注支援業務委託仕様書

令和 7 年 4 月

四日市市

本仕様書は、四日市市（以下、「委託者」という。）が実施する「四日市市北大谷斎場火葬炉等更新工事発注支援業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。ただし、本仕様書に定めのない事項においても業務の執行上必要とされる事項については、本業務範囲に含むものとする。

はじめに

四日市市北大谷斎場は竣工から約 30 年経過しており、これまでに「四日市市公共施設等総合管理計画」に基づいて計画的に施設の修繕や機器の更新を実施してきた。

「四日市市公共施設等総合管理計画」により、今後さらに 40 年間の使用に耐え得るよう、稼働開始から約 30 年経過している火葬炉についても更新を行うこととした。この先も安定した火葬を行うことができるよう、併せて受変電設備等の付帯設備についても更新、改修を実施する。

火葬炉の設備は各事業者が独自に特許を有しており、各社で仕様が異なることや、公正・公平性の確保、品質・経済性等を担保するため、公募型プロポーザル方式で事業者を選定することとした。選定にあたっては、火葬炉等設備や事業者選定に関する幅広い知識や高度な専門性が必要であることから、本業務を実施する。

1 目的

「四日市市公共施設等総合管理計画」に基づく北大谷斎場の長寿命化のため、火葬炉設備等を更新するにあたり、事業者の選定及び発注支援を行うことを目的とする。

2 業務の名称

四日市市北大谷斎場火葬炉等更新工事発注支援業務委託

3 期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 委託料の支払方法

完了払い

5 対象施設

施設名称 四日市市北大谷斎場

所在地 四日市市大字松本 1986 番地 1

敷地面積 27,169.92 m²

施設概要 建物延べ面積 5,350.31 m²

火葬棟 2,559.62 m²（鉄筋コンクリート造一部二階建） 平成 4 年 12 月竣工

炉数（人体火葬炉）12 基、告別室 2 室、収骨室 2 室、霊安室 1 室 他
 待合棟 1,856.72 m²（鉄筋コンクリート造一部二階建） 平成 4 年 12 月竣工
 待合室 6 室、会議室兼待合室 1 室、ロビー、事務室 他
 葬祭等 933.97 m²（鉄筋コンクリート造平屋） 平成 6 年 12 月竣工
 式場 1 洋式 120 席
 式場 2 和洋式 24 畳
 式場 3 和洋式 15 畳
 主な付属設備 日本庭園、駐車場、調整池

6 対象工事

現状で想定している工程及び工事内容は以下のとおり。

年度	業務項目	業務内容
(1) 令和 8 年度	①受変電設備更新工事	① 電気設備容量の増設等工事 ② 高圧引き込み工事 ③ 位置変更に伴う切替工事
	②霊安室改修工事	遺体保冷库の増設と霊安室の改修 遺体保冷库（2 段式）3 台 ストレッチャー 1 台
	③建築物改修工事	火葬炉更新工事に係る建築物改修工事
	④ガス配管工事	都市ガス配管等の工事（器具更新含む）
(2) 令和 9 年度	火葬炉設備更新工事 （1 期～2 期工事）	半年で火葬炉 2 炉を更新（2 炉 1 系列）（合計 4 炉更新）
(3) 令和 10 年度	火葬炉更新工事 （3 期～4 期工事）	令和 9 年度に続き 4 炉を更新
(4) 令和 11 年度	火葬炉更新工事 （5 期～6 期工事）	令和 10 年度に続き 4 炉を更新

7 業務の内容

本業務においては、令和 8 年度から令和 11 年度にかけて四日市市北大谷斎場で実施する火葬炉設備の更新及び関連建築工事、受変電設備の更新、霊安室の改修及び遺体保冷库の入替え工事、ガス配管工事を行う事業者の選定から発注までを支援するものである。なお、要求水準書等の作成にあたっては、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成 12 年 3 月 火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会）」、「四日市市北大谷斎場整備基本計画」、その他関係法令、別途実施のアスベ

スト分析結果に基づき、設備機器の仕様等について整理すること。併せて施設利用状況を確認し、施設利用に支障のないものとする。

また、火葬炉の機種選定にあたっては、既存の建屋に適合するものという条件の下で事業者から技術提案をさせるものとする。なお、原則として付帯設備も含め現状の敷地内で施工可能なものとする。

(1) 公告資料の作成

公告に必要な下記資料を作成すること。

- ① 基本方針
- ② 実施要領
- ③ 要求水準書
- ④ 企画提案書作成要領
- ⑤ 様式集
- ⑥ 審査要項
- ⑦ その他必要な資料

なお、資料の作成にあたっては、プロポーザルへの参加条件及び火葬炉等に関する仕様を整理すること。

また、事業者の募集・選定スケジュール、事業スケジュールの作成にあたっては以下の点を考慮すること。

- ・公告資料の作成 令和7年8月1日まで
- ・仮契約締結 令和8年1月23日まで

(2) 企画提案書に関する評価基準の作成

企画提案書の評価を行うために評価基準の作成を行うこと。また、評価基準の様式の作成も併せて行うこと。作成にあたっては、以下について考慮すること。

- ・諸条件の設定（電気設備容量、火葬能力など）
- ・「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」に示されている排出基準の遵守について
- ・その他付帯工事に関する要件

(3) 質疑回答支援

事業者からの質疑回答について質問の整理と回答案を作成すること。

(4) 技術提案内容の検討・評価報告書案の作成

事業者からの提案書の内容について項目別に比較、検討を行う。その際、本業務において設定する評価基準に基づき評価すること。

なお、評価にあたっては可能な限り絶対評価となるようにすることとし、評価報告書を作成すること。

(5) プロポーザル審査委員会及び事務局等への説明、報告

外部委員を含むプロポーザル審査委員会（５名を想定）に必要な資料作成等の支援、事前説明等、選定委員会の運営に必要な事務の支援を行うこと。

（６）契約締結支援

プロポーザル審査後の優先交渉権者との協議支援、契約書（案）の作成を行うこと。

８ 入札参加要件

入札は一般競争とする。この入札に参加できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。

- （１）入札の公告の日において、四日市市入札参加者資格名簿に「建設コンサルタント」か「その他」のいずれかの登録があること。
- （２）企業として過去 10 年間に次の同種業務または類似業務として認めるいずれかの業務実績を有すること。
 - ① 国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人が発注した火葬場に係る基本計画、基本設計、実施設計のいずれかの実績
 - ② 国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人が発注した火葬場の発注支援業務（要求水準書の作成、総合評価落札方式またはプロポーザル方式の評価基準作成及び落札者選定）など選定支援業務の実績
 - ③ 国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人から発注された廃棄物処理施設に係る基本計画、基本設計、実施設計のいずれかの実績
 - ④ 国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人が発注した廃棄物処理施設の発注支援業務（要求水準書の作成、総合評価落札方式またはプロポーザル方式の評価基準作成及び落札者選定）など選定支援業務の実績
- （３）次の条件を満たす管理技術者、担当技術者の配置ができること。
 - ・管理技術者は、火葬場等のコンサルタント業務について 10 年以上の実務経験を有すること。また、本業務を円滑に遂行できるように技術上の管理を行うこと。
 - ・担当技術者は、火葬炉設備更新にかかる整備計画の作成業務や火葬炉設備の技術評価業務や工事監理にかかる業務について、1 件以上の業務実績を有すること。

９ 業務上必要な届出等

（１）着手時

- ① 着手届（形式は任意とする）
- ② 業務実施計画書（工程表を含む）
- ③ その他必要な書類

(2) 完了時

- ① 完了届（形式は任意とする）
- ② 成果品
- ③ その他必要な書類

10 技術者等の配置

受託者は、十分な知識を有する技術者を配置し、善良な管理者の注意をもって本業務を管理、遂行すること。

また、受託者は、業務の技術上の管理を行う主任技術者を定め、業務の全般にわたって技術上の管理を行うこと。主任技術者については、契約締結時に書面をもって通知するものとする。

なお、技術者は火葬場施設に関する計画、設計、施工監理のうち少なくとも1つ以上の実務経験を有するものとする。

11 資料等の収集・貸与

本業務の履行にあたり、必要な資料の収集は原則として受託者が行うものとする。ただし、本業務の履行上必要となる資料について、委託者が所有しているものはこれを受託者に貸与するものとする。この場合、受託者は借受けた資料の一覧表を作成し委託者に提出すること。

受託者は、貸与を受けた資料が不要となった場合又は業務の完了時には速やかに当該資料を委託者に返却するものとする。

12 関係機関との協議、打合せ、議事録等作成について

受託者は、関係機関との協議が必要な場合、又は協議を求められたときは誠意をもってこれにあたること。業務の履行にあたっては、委託者と十分な打合せを行い、業務中は委託者の求めに応じて打合せを行うものとし、円滑な業務の遂行に努めなければならない。

また、受託者は、委託者から会議等への出席を求められた場合、その会議等へ出席し、必要な説明を行わなければならない。

受託者は、協議や打合せ、又は会議等に参加した場合、その都度議事録を作成し、必要な資料を添えて委託者に提出するものとする。

13 業務内容等の変更について

受託者は、本業務の履行にあたり、その内容や工程の変更、又は本仕様書に定めのない業務を行う必要が生じた場合、内容や工程の変更等が生じた段階で速やかに委託者と協議し、承認を受けること。その際必要となる工程表などの資料等

は受注者が作成するものとする。

14 検査及び引渡し

受託者は、業務完了時、業務が完了した旨を委託者に報告すること。また、以下の成果品についても併せて委託者に通知し、引渡すこと。

成果品の引渡しにあたっては、委託者側の提出書類の確認及び訂正指示などの内容の精査が終了した状態で行うものとする。

成果品については、紙媒体及びCD-R等の電子媒体で提出すること。

15 履行遅延による遅延金及び契約解除について

委託者の責めに帰すべき理由がある場合を除いて期限までに成果品の提出がない場合は、契約の解除に関する協議を行うこととする。

16 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議のうえ取り決めるものとする。

(2) 本業務の履行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者で速やかに協議し、その解消を図るものとする。

(3) 一部下請け（再委託）については、事前に委託者へ届け、承諾を得たうえで決定すること。その他については本市の委託契約によること。

(4) 本仕様書は、委託業務の大要を示すものであり、業務上必要とされる場合、受託者は状況に応じて仕様書に定めのない事項についても誠意を持って対応すること。

(5) 業務にあたっては、受託者は委託者と十分に打合せを行い、その指示に従うこと。

(6) 提出された成果品の所有権及び著作権等はすべて委託者に帰属するものとする。

(7) 受託者は、本業務の履行にあたり、中立を遵守し、関係法令や基準等を遵守しなければならない。

(8) 受託者は、本業務において知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。

(9) 受託者は、業務を履行するために施設、公有地又は私有地に立ち入る場合、委託者または所有者と協議し、承諾を得なければならない。

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（3）（1）（2）の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

（1）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

（2）（1）に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。